

2009年11月27日

シュローダー証券投信投資顧問株式会社



アラブ首長国連邦(UAE)ドバイ首長国政府系企業による返済延期要請について シュローダー中東／北アフリカ・ファンド 愛称 MENA(ミーナ)

【概況(現地11月26日現在)】

各種報道によりますと、アラブ首長国連邦(UAE)政府は、ドバイ有数の政府系持ち株会社であるドバイ・ワールド社、及びその関連会社である不動産デベロッパーのナキール社が抱える大型債務の返済延期を債権者に求めると発表しました。ドバイ・ワールド社の負債総額は590億ドル程度で、債務の返済時期を2010年5月末まで延長させる予定です。今後、ドバイ・ワールド社及びナキール社の負債の整理を含めたりストラクチャリングが行われることになると考えられますが、その先行きが注目されています。

なお、世界有数の投資家でもあるドバイの支払い能力に対する信用懸念が広まったことで、11月26日の世界の主要株式市場は、欧州や新興国を中心に下落しました(米国市場は感謝祭のため休場)。とりわけ、英国、ドイツ、フランス、中国の株式市場が軒並み前日比で3%超下落しました。ドバイ株式市場は、現地の宗教行事である「犠牲祭」のため11月26日から29日まで休場となっており30日に再開される予定です。その際には今回の件で株価の下落などの混乱が生じる可能性が高いと思われます。また、当ファンドが投資対象としている他の中東市場にも影響が及ぶことも懸念されます。

【運用状況】

当ファンドが主要投資対象としている、「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ミドル・イースト」におきましては、ドバイ市場のある、アラブ首長国連邦(UAE)の株式を2009年11月26日時点で8銘柄保有しており、これらの銘柄の保有比率は14.7%となっておりますが、上述のドバイ・ワールド社及びナキール社は保有しておりません。一方、ドバイ・ワールド社の子会社である、DPワールド社(港湾運営会社)を保有しております(保有比率は1%)。同社は世界第4位の港湾業大手で、世界27カ国で計49の港湾の運営や管理に携わっています。同社事業の特徴として、高い成長が期待される新興国地域での売上高が高いことが挙げられます。シュローダー・グループでは、2010年以降に世界の貿易活動が回復すると期待されること、近年進めてきた港湾の規模拡大が同社の収益に寄与すること、世界の同業他社と比較してバリュエーションが割安であることから、同社の株式への投資を行っています。

このように、DPワールド社自体は健全な経営状況にあることに加え、ドバイ政府は「ドバイ・ワールド社の事業再編からDPワールド社を切り離す」と表明しています。このため、今回のドバイ・ワールド社の混乱の中でDPワールド社が直ちに経営危機に直面する可能性は低いのではないかと考えられます。

- お申込みの際は、必ず事前に「投資信託説明書(交付目論見書)」の内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 本資料はシュローダー証券投信投資顧問株式会社が作成したものであり、法令に基づく開示書類ではありません。
- 本資料の記載内容は作成時点のものであり、市場環境やその他の状況等によって将来予告なく変更する場合があります。
- 本資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性あるいは完全性についてはこれを保証するものではありません。また、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。

【シュローダー中東／北アフリカ・ファンドの2009年11月26日現在の国・地域別投資比率】

地域	国名	投資比率	地域別合計
GCC6力国	サウジアラビア	20.29%	60.56%
	アラブ首長国連邦(UAE)	14.73%	
	クウェート	13.43%	
	オマーン	2.36%	
	カタール	9.76%	
	バーレーン	0.00%	
その他中東諸国	トルコ	26.66%	39.44%
	ヨルダン	0.00%	
	エジプト	8.99%	
	モロッコ	0.00%	
	レバノン	3.79%	
計		100.00%	100.00%

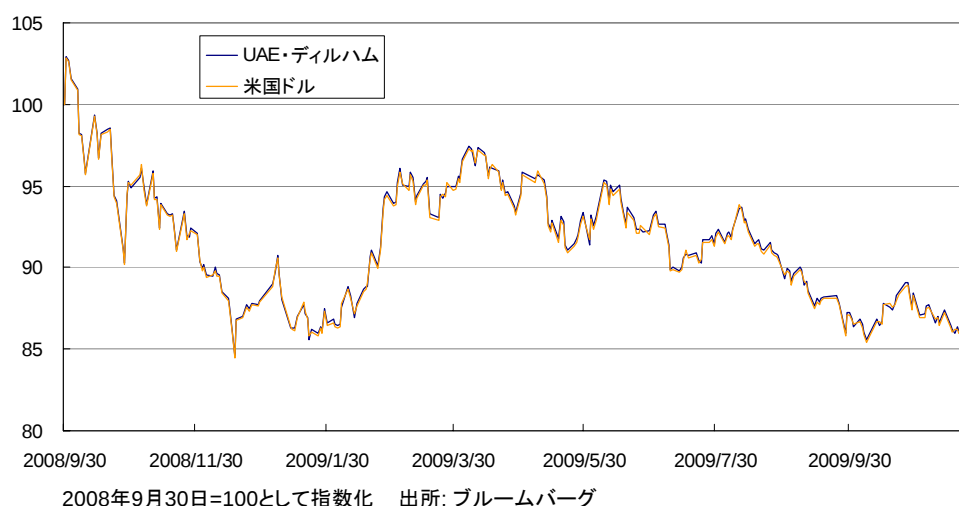
キャッシュ含まず。速報値

【今後の株式運用について】

今後の運用にあたっては、ドバイ・ワールド社に係る混乱がどのように収束するのか、またそれがDPワールド社の株式を始め、他の銘柄や他市場にどのような影響を及ぼすか、慎重に見極めていく方針です。なお、昨年来の世界的な経済不況の影響が今回の混乱につながったと考えられますが、長期的な視点に立てば中東地域は依然、有望市場であるとの見方に変更はありません。

【ご参考： アラブ首長国連邦 (UAE)の通貨について】

アラブ首長国連邦 (UAE)の通貨は、UAE・ディルハムですが、当該通貨は米国ドルにペッグ（連動）しています。下記は、過去1年間のUAE・ディルハムと米国ドルの対円の推移(TTMLレート)です。



- お申込みの際は、必ず事前に「投資信託説明書(交付目論見書)」の内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 本資料はシュローダー証券投資信託顧問株式会社が作成したものであり、法令に基づく開示書類ではありません。
- 本資料の記載内容は作成時点のものであり、市場環境やその他の状況等によって将来予告なく変更する場合があります。
- 本資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性あるいは完全性についてはこれを保証するものではありません。また、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。

《必ずお読みください》

当ファンドのリスクの概要

当ファンドは投資信託証券への投資を通じて、主に外国株式を投資対象としますので、組入株式の株価の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

■当ファンドの主なリスクには、

- ①組入株式の価格変動リスク・信用リスク
- ②為替変動リスク
- ③カントリーリスク ※

等があります。

※当ファンドの投資対象であるMENA(ミーナ)地域は、現在も発展の途上にあるため、以下のような点などにおいて、先進国への投資と比べて、高いリスクを有しています。

「経済状況の変化に伴うリスク」、「流動性に関するリスク」、「政治的・社会的な変化に伴うリスク」、「制度、インフラストラクチャーに係るリスク」、「企業情報の開示等に係るリスク」

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

当ファンドの諸費用について

当ファンドのご購入時や運用期間中には以下の費用がかかります。

①ご購入時にお客様に直接ご負担いただく費用

- お申込手数料 申込金額(注)に対して3.150%(税抜3.000%)以内の率
(注)申込金額:(申込受付日の翌営業日の基準価額/1万口)×申込口数
※「税抜」の「税」とは消費税等を示します。以下同じ。

②保有期間中に間接的にご負担いただく費用

- 信託報酬等 ファンドの純資産総額に対して年率2.100%(税抜2.000%)
また、組入れる投資対象ファンドの合計純資産に対して年率0.400%程度の費用
(投資運用報酬、管理報酬等)が投資対象ファンドより負担されますので、受益者が実質的に負担する信託報酬等は年率2.500%(税込)程度となります。
- 信託事務の諸費用 ファンドの純資産総額に対して年率0.0525%(税抜0.0500%)以内
- その他 借入金の利息、信託財産に関する租税、受託会社が立替えた立替金の利息。(これらの費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。)

③ご換金時にお客様に直接ご負担いただく費用

- 信託財産留保額 ありません。
- 換金手数料 ありません。

お客様にご負担いただく費用の総額は、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、記載することができません。
※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「手数料等及び税金」をご覧ください。

- お申込みの際は、必ず事前に「投資信託説明書(交付目論見書)」の内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 本資料はシュローダー証券投資顧問株式会社が作成したものであり、法令に基づく開示書類ではありません。
- 本資料の記載内容は作成時点のものであり、市場環境やその他の状況等によって将来予告なく変更する場合があります。
- 本資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性あるいは完全性についてはこれを保証するものではありません。また、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。

■ファンドの主なリスクおよび留意点

当ファンドは投資信託証券への投資を通じて、主に外国株式を投資対象としますので、組入株式の株価の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

□ 組入株式の価格変動リスク・信用リスク

ファンドが実質的に投資を行う株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映して変動します。株式の価格は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。また、株式の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合もあります。組入株式の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

□ 為替変動リスク

ファンドの実質的な組入れ外貨建資産の円換算の価値は、その資産における価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。保有実質外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

□ カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

なお、中東・北アフリカ(MENA)地域への投資には以下のようなリスクがあります。

「経済状況の変化に伴うリスク」、「流動性に関するリスク」、「政治的・社会的な変化に伴うリスク」、「制度、インフラストラクチャーに係るリスク」、「企業情報の開示等に係るリスク」

上記の他に「投資銘柄集中リスク」、「換金に関する制限」、「ファンドからの資金流出に伴うリスク及び留意点」、「短期金融商品の信用リスク」、「収益分配金に関する留意点」、「信託の途中終了」、「買付け・換金の中止」、「投資の基本方針に沿った運用ができない場合」、「運用体制の変更」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

- お申込みの際は、必ず事前に「投資信託説明書(交付目論見書)」の内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 本資料はシュローダー証券投信投資顧問株式会社が作成したものであり、法令に基づく開示書類ではありません。
- 本資料の記載内容は作成時点のものであり、市場環境やその他の状況等によって将来予告なく変更する場合があります。
- 本資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性あるいは完全性についてはこれを保証するものではありません。また、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。

お申込みの際は、「投資信託説明書(交付目論見書)」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

■お申込メモ

信託設定日 信託期間	平成19年8月31日 原則として無期限 ※ただし、受益権の口数が25億口を下回ることとなった場合等には、信託期間の途中で信託を終了させることがあります。
お申込単位	10万円以上1円単位(注)または10万口以上1口単位 (注)申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額を含めて、10万円以上1円単位でお買付けいただけます。
お買付価額 お申込代金の受渡日 お買付・ご換金のお申込受付日	お買付申込日の翌営業日の基準価額 お申込日から起算して6営業日まで 原則として午後3時(年末年始等の半休日の場合は午前11時)まで ただし、販売会社所定の事務手続きが完了したものに限りです。 ※国内およびルクセンブルグ証券取引所またはルクセンブルグの銀行の休業日の場合には、お買付・ご換金のお申込みは受け付けません。
ご換金価額 ご換金代金の受渡日 決算および収益分配	ご換金申込受付日の翌営業日の基準価額 ご換金申込受付日から起算して6営業日目から 年2回の決算時(3月5日および9月5日。当該日が休業日の場合は翌営業日)に基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。なお、分配対象額が少額の場合等には分配を行わないことがあります。(第1期決算日は平成20年9月5日となります。)
課税関係	※「分配金再投資コース」をご利用の場合:収益分配金は税引き後、無手数料で再投資されます。※「分配金支払いコース」をご利用の場合:収益分配金は税引き後、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。 普通分配金、換金時の値上がり益、償還差益には、税金が課せられます。 詳しくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

委託会社:シュローダー証券投信投資顧問株式会社 [設定・運用等]

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第90号

加入協会/日本証券業協会、社団法人投資信託協会、社団法人日本証券投資顧問業協会

受託会社:住友信託銀行株式会社(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社) [信託財産の管理等]

販売会社:大和証券株式会社 [募集の取扱い等]

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号

加入協会/日本証券業協会、社団法人日本証券投資顧問業協会、社団法人金融先物取引業協会

お申込みに際してのご注意

- 投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元金および利息が保証されている商品ではありません。
- 投資信託は、預金保険または保険契約ではなく、預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は、証券会社以外の登録金融機関でお申込みいただいた場合は、投資者保護基金の支払対象ではありません。

- お申込みの際は、必ず事前に「投資信託説明書(交付目論見書)」の内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 本資料はシュローダー証券投信投資顧問株式会社が作成したものであり、法令に基づく開示書類ではありません。
- 本資料の記載内容は作成時点のものであり、市場環境やその他の状況等によって将来予告なく変更する場合があります。
- 本資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性あるいは完全性についてはこれを保証するものではありません。また、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。